

内部統制制度の導入について

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、地方公共団体における内部統制制度が導入されました。これを踏まえ、本市においても、次のとおり内部統制体制の整備に係る取組を推進していくこととします。

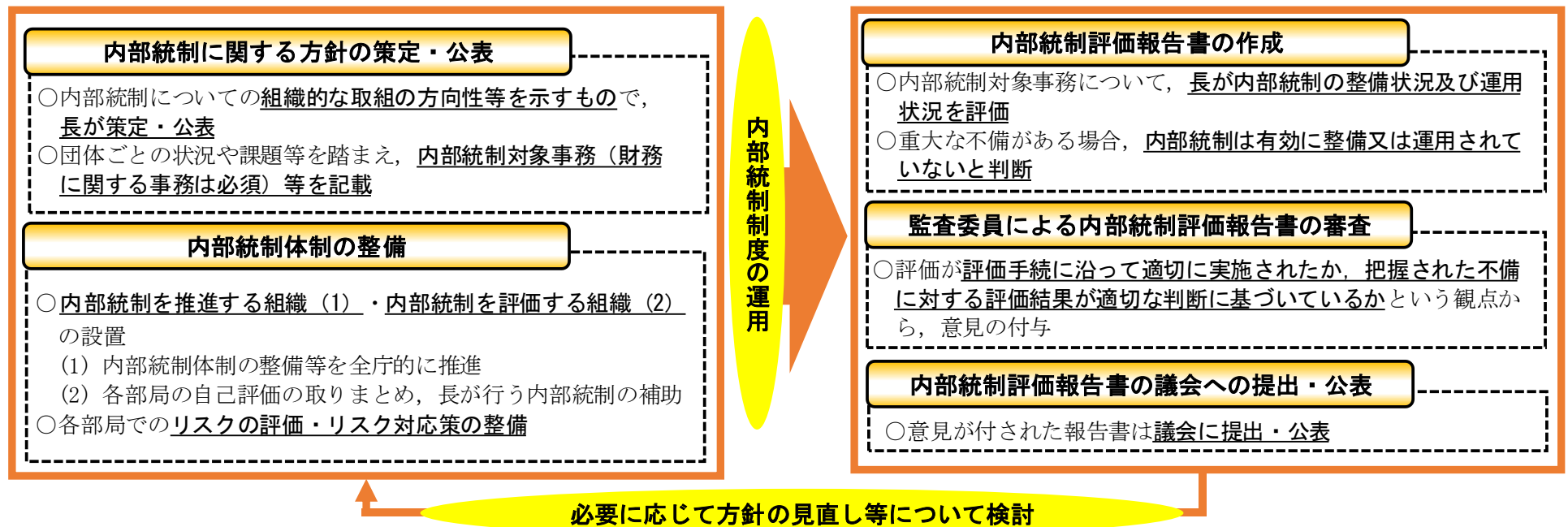
1 制度の趣旨

本制度は、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年3月16日）の趣旨を踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することを目的として導入されました。

都道府県及び指定都市には、本制度の導入が義務付けられ、令和2年度から運用が開始されていますが、指定都市以外の市町村には努力義務が課されています。

呉市では、業務の適正な執行の一層の確保と、より質の高い行政サービスを提供するため、令和4年度から制度を導入することとし、運用開始に向けて取組を進めていきます。

2 内部統制制度のポイント



3 令和3年度の取組内容

(1) 事例の整理・発生原因の分析等

これまでの本市における法令違反の事例や監査委員からの指摘事項の事例等を整理して、事務を執行する上でのリスクを洗い出し、その原因等について、分析を行います。

ア 監査での指摘事項等の事例を抽出・整理

イ 事務等におけるリスクの抽出

(例)

- ・収入調定額の算定誤り、現金の紛失等
- ・支出額の算定誤り、給与の誤支給
- ・契約書の記載誤り、契約内容の不遵守…など
法令、条例、規則等の違反や事務処理ミス等の事例をリスクとして抽出

ウ リスク発生の要因の整理

(例)

- ・法令遵守意識の欠如、知識・能力不足等
- ・不適切な事務引継ぎ、マニュアルの未整備
- ・チェック体制の不備、進捗管理の不備…など

(2) 内部統制体制の整備

分析したリスクについて、内部統制の対象とすべきリスクの設定や対応策の検討を行います。

ア 内部統制の対象とすべきリスク分析・対応策の検討

リスクの分析結果を基に類型化

類型化したものを基にリスク一覧として整理

整理したリスクを内部統制の対象として設定

リスクの影響の評価・対応策の整備

リスク分析、対応策の検討を基に、評価・対応策を整備した上で、制度の運用方法や執行体制を検討します。

イ 内部統制運用方法・執行体制の検討

リスク評価・対応策を基に運用方法の検討

運用を行うための執行体制の整備

内部統制基本方針の策定検討

4 呉市内部統制体制整備推進本部の設置

内部統制の導入に当たり、全庁的に協議、検討をしていくため、呉市内部統制体制整備推進本部を設置し、体制整備等の検討を進めていきます。推進本部は副市長（第1副市長）を本部長とする本部会議を始め、検討における情報共有や進捗管理等を行う幹事会、制度の詳細な検討等を行うワーキング・グループで構成します。

《構成》	
■ 呉市内部統制体制整備推進本部【本部会議】	基本方針や執行体制等の意思決定の役割を担います。
<p>本部長：副市長（第1副市長）・副本部長：副市長（第2副市長） 本部員：上下水道事業管理者，教育長，消防長，理事（兼）総務部長，理事（兼）都市部長，企画部長（兼）復興総室長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，環境部長，産業部長，土木部長，会計管理者 <small>※第1副市長とは、呉市長職務代理者規則（昭和25年呉市規則第48号）第2条に規定する第1順位の副市長で、第2副市長とは第2順位の副市長をいう。</small></p>	
■ 呉市内部統制体制整備推進本部【幹事会】	検討における情報共有や進捗管理等，庁内調整の中心的役割を担います。
<p>会長：総務部副部長（行政改革課担当）・副会長：行政改革課長 幹事：総務課長，人事課長，企画課長（兼）復興担当課長，情報統計課長，財政課長，管財課長，契約課長，地域協働課長，文化振興課長，福祉保健課長，環境政策課長，商工振興課長，都市計画課長，土木総務課長，会計課長，教育総務課長，上下水道総務課長，消防総務課長</p>	
■ 呉市内部統制体制整備推進本部【ワーキング・グループ】	制度の詳細な検討，他都市の事例研究等
<p>リーダー：行政改革課長 グループ員：総務課，人事課，行政改革課，情報統計課，財政課，管財課，契約課，会計課の担当GL等</p>	
<p style="background-color: yellow;">事務局：行政改革課 オブザーバー：監査事務局</p>	

5 導入までのスケジュール等

年月	取組内容
令和3年4月～12月	第1回本部会議開催（4月9日）・第1回幹事会開催（4月28日）以降，幹事会及びワーキング・グループを必要に応じて開催 《検討内容》 リスクの設定・対応策の検討，内部統制運用方法・執行体制の検討，他都市等の事例研究
令和4年1月～3月	第2回本部会議開催（予定） 内部統制基本方針，内部統制運用方法，執行体制の決定 内部統制基本方針の策定・公表
令和4年4月から	内部統制制度に基づく事務執行（運用開始）